

地域の文化芸術拠点支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域の文化芸術拠点支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、ウィズコロナ社会において活動の停滞を余儀なくされた地域の文化芸術拠点が、安心して自主的な活動を継続できるよう支援を行うことで、文化芸術の振興による豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 第4条に定める施設を運営し、第5条に定める事業を直近3年間において有観客により行っている個人又は団体。（以下「補助事業者という。」）

(補助対象施設)

第4条 補助対象施設（以下、「対象施設」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設および地方公共団体が設置する施設については、対象としない。

(1) やまなしグリーンゾーン認証制度（以下「認証制度」という。）に基づき、ライブハウス、劇場、バー・スナックのいずれかで認証済みの施設。ただし、認証制度に基づき、飲食店で認証済みの施設であってライブハウスを営む場合は、これを対象施設とする。

(2) 公募開始時において、施設貸出に係る利用料金等が公表されている施設

(補助対象事業)

第5条 文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術のうち、舞台公演を行う事業とする。

(補助対象額等)

第6条 補助金の対象となる事業の内容、補助対象経費、補助限度額は別表に掲げるとおりとする。

2 別表に掲げる補助対象事業①～③に対する補助額の合計額が250万円を超えない範囲とし、これに加えて別表の④に掲げる抗原検査キット等購入に要する経費は1公演あたり360千円を限度額とする。

3 緊急事態宣言の発出あるいはこれに類する措置等、補助事業者の責に帰することができない事情により、やむを得ず補助事業を中止するとして第10条に基づく実施計画変更の申請が行われたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事がやむを得ない事情があると認める範囲において、これを対象経費とする。

(1) 実施計画変更の申請時点において、既に補助事業者が支出している経費（但し、交付決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(2) 補助事業の中止に伴い、実施計画変更の申請時点において発生するキャンセル料等（支給決定を受けていた対象経費に係るものに限る。）

(3) その他知事が必要と認める経費

(補助金交付の申請)

- 第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付の決定)

- 第8条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。
- なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項の但し書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容(第10条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、利用者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、補助事業完了後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。但し、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により概算払いの支払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事が別に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式第9号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。但し、当該財産の取得価格又は増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第10号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(決定の取り消し)

第21条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第8条又は第10条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者が補助金の申請時に第3条に該当しないことが判明したとき

(2) 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき

(3) 補助事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき

(4) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき

(5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき

(6) 補助事業の実施に際し法令に違反したとき

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき

2 前項の規定は、第15条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 知事は、感染症拡大防止等のため、補助事業を実施しないことが適当であると認めるときは、第8条又は第10条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第22条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業者に対して既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を請求することができる。

(申請等の特例)

第23条 この要綱による改正後の地域の文化芸術拠点支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和5年2月12日まで補助対象事業を実施した補助対象者は、別に定める日までに、交付申請書及び実績報告書(様式第1号の1)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付申請書及び実績報告書(様式第1号の1)の提出があった場合には、補助金交付の決定及び額の確定等を合わせて行うものとする。

3 交付要綱第8条及び第15条の規定は、補助金交付の決定及び額の確定等を行う場合について準用する。

(雑則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行し、令和4年1月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象事業	補助対象経費		補助限度額
	経費	内容	
① イベント開催に係る事業	報償費	出演料等（但し、事業実施のために依頼した出演者のみ対象とする。）	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2,500千円のいずれか少ない額
	賃金	機器の搬入、搬出等に係るアルバイト代等（但し、事業実施のために雇用した方の人件費のみ対象とする。）	
	旅費	電車賃、宿泊費等（事業実施のために依頼した出演者等に対するもののみ対象とする。）	
	需用費	印刷物（フライヤー、ポスター等）の作成、消耗品（消毒用アルコール、非接触型体温計等）の購入等	
	役務費	調律料、道具運搬費、楽器運搬費、照明費、音響費等（但し、事業実施のために雇用した方の人件費のみ対象とする。）、催事保険料、広告宣伝費	
	使用料及び賃借料	設備器具使用料、施設使用料等（但し、補助事業者が所有する施設の設備器具使用料および施設使用料は対象外とする。）	
	委託料	イベントの運営等（但し、イベント開催にあたっての一部を委託するものに限る。）	
② オンライン配信機器の整備に係る事業	備品購入費	配信機器 ・ノートPC ・スイッチャー ・カメラ ・LANケーブル 等（但し、工事を伴う場合の工事費用は対象外とする。）	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2,500千円のいずれか少ない額
③ 感染防止対策のための換気設備改修事業	工事請負費	換気設備（送風機、換気扇、ダクト等）設置工事	対象経費に2分の1を乗じて得た額又は1,000千円のいずれか少ない額
④ 陰性確認の実施	需用費	抗原検査キット等購入費	対象経費に10分の10を乗じて得た額とし、かつ1公演あたり360千円を限度額とする。

※補助金額は、別表の補助対象事業に掲げる①～③の補助額の合計額が250万円を超えない範囲とし、これに別表の④に掲げる抗原検査キット等購入費の補助額を加えた金額とする。